

国立大学法人九州大学職員自己啓発等休業規程

平成 21 年度九大就規第 3 1 号
施行：平成 22 年 4 月 1 日
最終改正：平成 23 年 11 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成 16 年度九大就規第 1 号。以下「就業通則」という。）第 40 条の 2 第 2 項の規定に基づき、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）の対象者、手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「大学等における修学」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める大学(当該大学に置かれる専攻科及び大学院を含む。)の課程(同法によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修することをいう。

2 この規程において「国際貢献活動」とは、独立行政法人国際協力機構が自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）その他の国際協力の促進に資する外国における奉仕活動に参加することをいう。

(対象者)

第 3 条 自己啓発等休業をすることができる職員は、就業通則第 2 条第 1 項に掲げる教員、事務職員、技術職員、教務職員、技能職員及び労務職員（同条第 2 項の規定の適用を受ける者を除く。）並びに国立大学法人九州大学教員（年俸制）就業規則（平成 23 年度九大就規第 5 号）に定める教員（年俸制）として雇用される者とする。ただし、大学等における修学のための休業については、教員を除くものとする。

(自己啓発等休業をすることができない者)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、自己啓発等休業をすることができない。

- (1) 引き続き雇用された期間が 2 年未満である者
- (2) 自己啓発等休業期間内に退職することが明らかな者

(申請)

第 5 条 自己啓発等休業をすることを希望する職員は、原則として自己啓発等休業を開始しようとする日の 2 月前までに、本学所定の様式により申請するものとする。

2 本学は、自己啓発等休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることがある。

(承認)

第 6 条 総長は、前条の申請があった場合において、業務運営の支障の有無、当該申請をした職員の勤務成績、当該申請に係る大学等における修学又は国際貢献活動の内容その他の事情を考慮した上で、承認するものとする。

(期間)

第 7 条 自己啓発等休業の期間は、大学等における修学のための休業にあつては 2 年（大学院の課程又はこれに相当する外国の大学の課程であつて、その修業年数が 2 年を超え、3 年を超えないものに在学してその課程を履修する場合にあつては 3 年）の範囲内とし、国際貢献活動のための休業にあつては 3 年の範囲内で職員が申請した期間とする。

(期間の延長)

第 8 条 自己啓発等休業をしている職員は、自己啓発等休業の終了予定日の 1 月前までに、本学所定の様式により申請することにより、前条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、原則として 1 回に限り、当該自己啓発等休業の期間を延長することができる。

2 第 5 条第 2 項の規定は、前項の申請について準用する。

(自己啓発等休業の効果)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、職員の身分を保有するが、職務に従事しない。

2 自己啓発等休業をしている職員については、給与を支給しない。

(自己啓発等休業の失効等)

第10条 自己啓発等休業の承認は、当該自己啓発等休業をしている職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その効力を失うものとする。

(1) 休職とされた場合

(2) 出勤停止の処分を受けた場合

2 総長は、自己啓発等休業をしている職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。

(1) 大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) その他大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生ずる場合

(職務復帰)

第11条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(報告等)

第12条 自己啓発等休業をしている職員は、総長から求められた場合のほか、次の各号に掲げる場合には、その状況について報告しなければならない。

(1) 大学等における修学又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) その他大学等における修学又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 第5条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 職員は、自己啓発等休業の申請又は取得を理由として不利益な取扱いを受けないものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大就規第12号)

この規程は、平成23年11月1日から施行する。